

消費税の ☐ 免税事業者 ☐ 課税事業者(簡易) ☐ 課税事業者(本則) です

不動産用

この用紙は 全事業所得者様にご記入いただきます 【免税事業者・課税事業者(簡易課税選択者)の方はこの用紙のみご記入下さい】

[illegible]

《給料賃金》(事業主・同居の親族・外注)以外に支払った給料、アルバイト代

氏 名	年齢	月数	給料賃金	賞 与	合 計	源泉税額

《専従者給与》

氏 名	マイナンバー(12桁)	続柄	年齢	月数	給料賃金	賞 与	合 計	源泉税額

《地代家賃》事業用家賃・賃貸料・月極駐車場・20万円未満の更新料など

支払先の住所・氏名	賃貸物件	支払金額	事業専用割合%	必要経費金額

《経費》※家事按分が必要なものは按分後の金額を記入

科 目	年間合計	説明
租 税 公 課		固定資産税・事業税・会費
損害保険料		火災保険と地震保険
修 繕 費		修理費
借入金利子		借入金の利息のみ
管理費等		不動産屋の管理費
共用水道光熱		共用部分の水道光熱費
手数料等		その他支払い手数料
通信費		J:COMなど
広告費		更新時に差引かれる広告費を含む
その他の経費		雑費など
計		

《貸借対照表》青色55・65万円控除の方は記入

※65万円控除には適用条件があります					
資産の部			負債・資本の部		
科目	1/1 現在 (期首)	12/31 現在 (期末)	科目	1/1 現在 (期首)	12/31 現在 (期末)
現 金			借入金		
普通預金			保証金敷金		
定期預金					
定期積金					
土 地					
事業主貸			事業主借		

《減価償却資産》●新たに購入した一つが10万円以上の備品・資産。一つが30万円以上の工事。20万円以上の更新料など
前年以前に記入していただいたものは自動で更新されるので記入不要です。売却・廃棄等ありましたらお伝え下さい。

資産名称	面積・数量	取得年月	取得金額	事業専用割合%
		年 月		
		年 月		
減価償却資産の売却の有無		有り ・ 無し		

◎医療費控除(有り ・ 無し)

・医療費控除の明細書をご記入下さい。領収書の添付で医療費控除は出来ません。
※ 保険金等で補填される金額とは、医療保険から支給された保険金額や高額療養費などです。

◎支払い社会保険料

・領収書の場合は必ず合計を計算してください。

健康保険	後期高齢者 医療保険	国民年金 (基金)	介護保険

※ 配偶者の年金から差し引かれている介護保険料を
事業主の介護保険料控除にすることは出来ません

◎iDECO(確定拠出年金) _____ 円
(年間支払金額)

◎小規模企業共済 _____ 円
(年間支払金額)

	氏名	生年月日 (和暦)	マイナンバー (12桁)	障害者控除 有無 (普通/特別)	寡婦・ ひとり親 控除有無
事業主					
控除対象 配偶者					
扶養親族					

・扶養親族等に前年と変更がなければ記入していただかなくても結構です
・家族のマイナンバーは、番号だけ分かれば結構です

※ 上記、寡婦・ひとり親控除の注意
夫と離婚・死別・生死不明の場合・生計を一にする子がいて現在婚姻していない男女は上記控除に該当する場合があります。(他の条件あり)

国民年金・国民年金基金・寄附金・小規模企業共済・自宅部分の地震保険・旧長期損害保険・生命保険・受け取った年金類・満期生命保険・個人年金は必ず証明書をお持ち下さい。
満期の生命保険や個人年金は受け取った額と払い込んだ額が記載された書類が必要です。

※上記書類以外に必要なもの

- 過去2年分(前年・前々年の確定申告書・決算書の控え、消費税の申告がある方は、その控え)
インボイス発行事業者の方は、「適格請求書発行事業者の登録通知書」の控え(コピー)
- マイナンバーカード(写真付き)の表面裏面コピーしたもの、または個人番号通知書の表面と身分証明書をコピーしたもの
(マイナンバーカードの手続きをしていない方は個人番号通知書になります)
待ち時間短縮のため、お客様ご自身でのコピーをお願い致します。
- 印鑑 ・必要に応じて支払調書や源泉徴収票 ・医療費の明細書
- 板橋税務署から確定申告書類は届きません。代わりに送られてくる「確定申告のお知らせ」ハガキ、又は納付書の入った封筒をお持ちください。(前年に電子申告で確定申告された方は、何も送付されません)**
- 青色申告特別控除 65 万円を受けられる場合はマイナンバーカード(原本)と暗証番号2種類(署名用電子証明書の暗証番号 6～16文字以下／利用者証明用電子証明書暗証番号4桁)が必要になります。
※住所変更など、マイナンバー情報を更新された場合は、決算指導時に担当職員へお知らせください。

その他お問い合わせ先

国民健康保険料や介護保険料の支払金額が分からない場合

・板橋区役所 03-3964-1111(代表電話)

国民年金の支払い金額や受け取った金額・源泉徴収票(1月中旬に送られてきます)について

・板橋年金事務所 03-3962-1481

満期生命保険金や個人年金保険料の書類について

・各保険会社へ

【重要】

**株・FX・暗号資産・外貨預金・先物・家屋・土地の売買がある場合は、事前に税務署もしくは
税理士先生に相談の上、売買部分の計算明細書をご持参ください。ご不明な点はお相談ください**